

交通災害共済へ加入しませんか！

交通災害共済とは

1日1円年間350円で交通事故によるけが、または死亡した場合に見舞金や弔慰金が支払われる制度です。年齢、健康状態に問わず誰でも加入できます。

例えば・・・下記のような道路上での事故でけがをした場合に請求できます。

- 自転車で走行中に転倒した
- 歩行中の自動車等との接触事故
- 自動車での衝突事故

日本全国どこで起きた交通事故でもけがの程度に応じて見舞金をお支払いします。

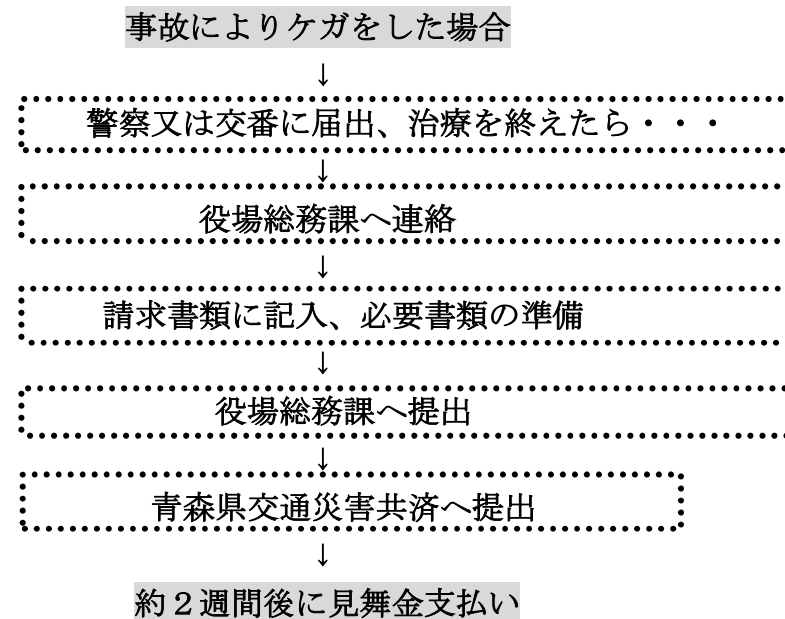
☆下記の方は申込が不要です☆

村負担で一括加入いたします

- 村内の保育所等、小中高等学校へ通っている方
- 令和3年4月1日時点で村内に住所を有している方

※ 令和3年4月2日以降に転入、出生された方は任意加入となります。

見舞金請求のながれ



見舞金一覧

| 災害の程度 | 等級 | 金額 |
|--|----|------------|
| 死亡 | 1 | 1,000,000円 |
| 自動車損害賠償保障法施行令別表に掲げる第1級から第3級各号に掲げる障害の場合 | 2 | 500,000円 |
| 重傷（1ヶ月以上の治療を要する場合） | 3 | 70,000円 |
| 軽傷（1ヶ月未満の治療を要する場合） | 4 | 30,000円 |

請求期間

事故発生日から1年以内に請求してください。

1日1円でご家族に安心を

共済期間は4月1日より翌年の3月31日までとなります。

※加入日が4月1日を過ぎた場合は、加入した日からとなります。

お問い合わせ

六ヶ所村役場 総務課 TEL 0175-72-2111 内線228

